

# 平成27年度 第5回 西宮市農業委員会総会議事録

1、開催日時：平成27年8月20日（木）13時00分から14時00分まで

2、開催場所：西宮市役所5階541会議室

3、出席委員（15人）

会長	1番	吉田	昭光
会長職務代理者	2番	坂口	文孝
委員	3番	草加	智清
	4番	西田	いさお
	5番	岡田	義治
	6番	茶谷	勝視
	7番	大前	輝雄
	8番	松本	俊治
	9番	森畑	義明
	10番	奥村	幸弘
	11番	丸	幸良
	12番	松田	秀夫
	13番	二本松	義人
	14番	高田	孝
	15番	前田	豊

4、欠席委員（0人）

5、議事日程

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づく  
農地利用円滑化事業規定の決定の件

議案第7号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の件

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

報告第15号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

6、農業委員会事務局職員

事務局長	増尾	尚之
係長	水田	正清
主査	吉田	順二

議 長	委員の皆様、本日はご苦勞様でございます。 定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員は在任する選挙による委員10名のうち出席数は10名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。 それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	異議なしとのことですので、2番の坂口委員と5番の岡田委員を議事録署名委員に指名いたしますので、よろしく願いいたします。 それでは、これより議案審議に入ります。まず議案第6号「農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づく農地利用円滑化事業規定の決定の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<b>【議案書及び別紙資料をもとに朗読】</b> 西宮市が平成24年9月に農業経営基盤促進法に基づく基本計画を策定したことを受けて、兵庫六甲農協は農地利用円滑化事業の規程を策定しました。その規程を変更する場合には、市の承認を求めるものであり市長は農業委員会の決定を求めることになっています。今回の変更点は事業を行う法人が農地保有合理化法人から農地中間管理機構へと名称変更したことによるものです。以上で議案の朗読と説明を終わります。
議 長	事務局の説明は終わりました。本件に対してご意見ご質問はございませんか。
松本委員	今回の変更点は名称変更だけですか。
事 務 局	名称変更だけです。
松本委員	今後こうした規程の内容の変更があった時は、事務局は我々農業委員にきちんと説明できるようにしてください。
事 務 局	了解しました。
議 長	他にご意見ご質問はありませんか。
委員一同	(質問なし)
議 長	なければ議案第6号「農業経営基盤強化促進法第11条の12第1項の規定に基づく農地利用円滑化事業規定の決定の件」につきましては、承認することにしてご異議ございませんか。
委員一同	(異議なし)
議 長	ご異議がありませんので議案第6号について承認することにします。続きまして、議案第7号「農地法第3条の規程に基づく許可申請の件」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	議案第7号「農地法第3条の規程に基づく許可申請の件」についてで

すが、議案書2ページに1件ございます。次のとおり西宮市農業委員会に対して許可申請書が提出されましたので許可について決定を求めます。

**【議案書朗読】**

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えております。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。次に地元委員の説明をお願いします。  
岡田委員

議案第7号についてご説明いたします。申請農地は地図でもお解かりいただけると思いますが、あらかの森公園から東へ約150mのところにあります。当該農地については譲受人の耕作する農地と隣接しています。申請農地は農地法第3条の規程に基づき農地のまま所有権を移転するものです。譲受人は上新田農会に所属しており、生産意欲も高く下限面積、通作距離等の条件を満たしています。許可されても問題は無いと考えます。以上で地元委員の説明を終わります。

議 長 地元委員の説明は終わりました。本件に対してご意見ご質問はございませんか。

委員一同 (質問なし)

議 長 なければ議案第7号「農地法第3条の規程に基づく許可申請の件」につきましては許可することにしてご異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので議案第7号「農地法第3条の規程に基づく許可申請の件」につきましては許可することに決定します。続きましてこれより報告案件に入ります。まず報告第13号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」事務局の報告をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長 事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はありませんか。  
委員一同 (質問なし)

議 長 質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。続きまして報告第14号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」事務局の報告をお願いします。

事 務 局 **【議案書朗読】**

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので報告します。

議 長  
委員一同  
議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はありませんか。  
(質問なし)

質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。続きまして  
報告第15号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」事  
務局の報告をお願いします。

事 務 局

**【議案書朗読】**

7月に実施した現地調査の結果、すべて農地として耕作されているこ  
とを確認しましたので会長専決にて証明書を交付したので報告します。

議 長  
委員一同  
議 長

事務局の報告は終わりました。本報告に対してご質問はありませんか。  
(質問なし)

質問もないようですので本報告はこの程度にとどめます。以上をもち  
まして本日予定いたしておりました議案審議並びに報告案件は全て終了  
いたしました。これをもちまして本日の定例農業委員会総会を閉会いた  
します。

上記議事録を正当と認め署名す。

議 長

委 員

委 員